

令和5年度歴史文化資源等を活用した誘客促進業務委託仕様書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・契約予定者（以下「受託者」という。）を特定後、静岡県西部地域局（以下「委託者」という。）は受託者と本書及び企画提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様を決定した上で委託契約を締結する。

1 適用

本仕様書は「令和5年度歴史文化資源等を活用した誘客促進業務」の企画提案に適用する。

2 業務背景及び目的

令和5年大河ドラマ「どうする家康」の放映を契機として、県西部地域8市町の歴史文化資源等が全国的に注目を集めている中、ドラマ放映終了を迎えた後の切れ目ない誘客・広域周遊促進及び地域活性化を図るため、歴史文化資源等を活用した誘客促進事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4 業務内容

県西部地域（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市）に所在する歴史文化資源等を活用した誘客・広域周遊の促進を図るため、以下の事業を実施する。

(1) Instagramを活用したフォトコンテストの実施

県西部地域に所在する歴史文化資源等を対象とした、Instagramを活用したユーザー投稿型のフォトコンテストの企画、運営及び広報を実施すること。

<フォトコンテスト概要>

- ・開催目的：コンテスト参加者の西部地域内の歴史文化資源等への再訪問を促すとともに、Instagramを通じた閲覧者の西部地域への誘客を促進するため。
- ・開催期間：令和6年2月～3月までの1か月間程度
- ・結果発表：令和6年3月
- ・募集作品：県西部地域内の歴史文化資源等を撮影した写真を応募対象とする。
なお、「歴史文化」は、その時代やゆかりの人物等を問わず広く捉えることとし、建造物・食・文化・景観など多様な写真を応募可能とする。
- ・景品：入選者への景品等（西部地域を中心に県内特産品等を想定）については別途委託者より提供するため、景品及び景品発送に要する経費は企画提案の見積金額には含めないこと。入選作品は20作品程度を選定し、その景品等は総額20万円程度とする予定。

ア フォトコンテスト事務局の運営

(7) フォトコンテスト実施要領の作成

コンテストの概要、開催期間、参加方法、その他実施に係る必要事項等を掲載した実施要領を作成すること。また、入選作品については、委託者が県西部地域のPRなどに使用する目的で、無償かつ無期限に使用、掲載、転載等できる旨を盛り込むこと。

(4) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理

(9) 応募者・入選者等の本人確認作業及び連絡調整（入選者への賞品の発送は含まない）

(2) データ納品（CD-R等に保存し納品すること）

(7) コンテスト開催期間中における、電話及びメールによる参加者からの質問等に対する対応窓口の設置（平日午前10時から午後5時までの対応）

イ Webページの制作

コンテストに関するWebページと、Webページのリンクバナー画像を制作すること。なお、ウェブページについては提案者で確保し、スマートフォンでの閲覧にも対応したものとすること。

(ア) コンテストの募集案内ページ

開催概要、募集テーマ、入選者への景品、応募要領、その他委託者との協議により決定した内容を掲載すること。

(イ) コンテストの結果掲載ページ

入選作品、入選者、その他委託者との協議により決定した内容を掲載すること。

ウ フォトコンテストの告知

多数の作品応募が見込まれるような周知や告知の方法を提案すること。また、応募が西部地域各市町に分散するよう工夫すること。

(2) 県西部地域の概要マップの企画・制作

県西部地域の「歴史文化資源等」と、「食」などの別テーマを組み合わせた県西部地域の概要マップを企画・制作すること。

歴史文化への関心が比較的低い若い世代の地域住民や旅行者等を主なターゲットとし、思わず手に取りたくなるようなテーマ・タイトル・デザイン、実際に訪れてみたくなるような掲載内容にすること。

掲載箇所等は委託者と協議の上決定し、作成に当たっては、全体構成の検討からその作成に係る取材、デザイン（タイトルを含む）、レイアウト、原稿作成、編集及び印刷等の一切の作業について行うものとする。ただし、掲載資料等は必要に応じて委託者から提供する。

ア 仕様

- (ア) サイズ 展開A2 ※折り方は受託者の提案による
- (イ) 用紙 上質紙 90kg
- (ウ) 印刷 オールカラー 両面
- (エ) 部数 2,000部
- (オ) 色校正 1回

イ 成果品等の納品

成果品および版下データ（ai及びPDF形式）を委託者へ納品する。

5 提案に当たって考慮すべき事項

本事業はデジタル田園都市国家構想交付金制度を活用するため、対象外となる経費があることに留意すること。なお、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは、原則として交付金の対象とならない（例：各種事業の参加者に対する交通費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費、金券・クーポン券等購入費）。

ただし、委託者と協議の上、販促品、景品または金券・クーポン券等を用意する必要がある場合は、別途、委託者の負担により実施することができるため、企画提案の見積金額には含めないこと。なお、委託者が負担する上記景品代等は総額20万円程度を上限額とする。

6 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本事業を推進し全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

(2) 秘密保持等

ア 受託者は個人情報保護法、静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシー等を遵守するものとする。

イ 本委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。これについては、業務完了後も同様とする。

(3) 著作権等

ア 本委託業務の実施に当たり、大河ドラマの名称等は使用しないこと。

イ 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないこととする。

エ 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

また、権利処理にあたっては、次の事項が可能となるようにすること。

(7) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により上映、貸出し、配布等が可能とすること。

(4) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により Web、SNS 等に掲載可能とすること。

オ 委託業務に使用する映像、写真については、肖像権を侵害しないよう留意すること。

カ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

7 報告・打合せ

(1) 受託者は、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 業務を円滑に実施するために、受託者は委託者の求めに応じ、適宜打合せを行うこと。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。